

産婦健康診査及び1か月児健康診査の実施について

1 目的

産婦健康診査及び1か月児健康診査を実施することで、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るとともに、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。また、乳児の疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図る。

2 概要

- 妊婦健康診査と同様に都内共通の受診方式により都内の医療機関等で健診が受けられる仕組みを構築し、健診費用を区が負担する。
- 医療機関等と区市町村が連携して、健診で異常があった産婦及び乳児を早期に把握し、適切な支援につなげる体制を整備する。

3 内容

項目	産婦健康診査	1か月児健康診査
対象者	原則、産後2か月以内の産婦	出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児
実施施設	原則として産婦人科を標榜する医療機関及び助産所	原則として産婦人科または小児科を標榜する医療機関
健診内容	母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等	身体発育状況や栄養状態の把握、身体異常の早期発見等
区負担額	1回あたり5,000円・2回まで	1回あたり6,000円・1回まで
実施方法	都内の契約医療機関等：都内共通受診方式 ・交付された受診票を医療機関等に提出して受診する。 都外の医療機関：償還払い ・受診後、医療機関の領収書等と交付された受診票を区に提出し、区負担額を請求する。	
医療機関と区市町村の連携	区市町村のフォローを急ぐ場合は、医療機関から区市町村に「連絡票」を送付	

4 開始時期

(1) 開始日

令和8年10月1日

※対象は、令和8年10月1日以降に受診した産婦または乳児

(2) 受診票交付時期

令和8年4月1日から、妊娠届を提出された際に母と子の保健バッグに同封して交付する。令和8年3月31日以前に妊娠届を提出された方で、令和8年10月1日以降の受診となる可能性のある方については、別途郵送等にて交付する。

5 予算額 (案)

歳入 13,125千円

歳出 20,698千円

6 今後の予定

令和8年4月以降 受診票を交付

令和8年10月 受診票の利用開始